

産業建設委員会会議録

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
日時 令和５年９月１５日（金曜日）

午前１０時から午後２時３０分まで

場所 第４委員会室

日程

１ 開会

２ 協議・説明事項

（１）議案第６０号 土浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
について

（２）議案第６１号 土浦市公共物管理条例の一部改正について

（３）議案第６３号 土浦市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

（４）議案第６６号 令和５年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第１回）

（５）議案第７０号 令和５年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第１回）

（６）議案第７４号 常磐線荒川沖・土浦間岩柳こ線人道橋架替外１工事の変更
協定の締結について

（７）議案第７７号 市道の路線の認定について

（８）議案第７８号 市道の路線の変更について

３ 報告事項

（１）入札案件について

（２）工事発注状況報告

４ その他

５ 閉会

出席委員（８名）

委員長 平石 勝司

副委員長 今野 貴子

委員 竹内 裕

委員 寺内 充

委員 海老原 一郎

委員 下村 壽郎

委員 島岡 宏明

委員 吉田 直起

欠席委員（０名）

説明のため出席した者（１５名）

産業経済部長	佐藤 亨	都市政策部長	塚本 隆行
建設部長	渡辺 善弘	商工観光課長	沼尻 健
農林水産課長	黒須 清一	都市計画課長	飯泉 貴史
都市整備課長	福澄 雄祐	施設・公園管理課長	中島 賢市
建築指導課長	齋藤 仁志	道路管理課長	滝田 昌暁
道路建設課長	浅岡 武徳	住宅営繕課長	三浦 誠
下水道課長	室町 和徳	水道課長	和田 利昭
農業委員会事務局長	坂本 直親		

傍聴者 ０名

事務局職員出席者 松本 裕司

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。本日は、始めに委員会、分科会として議案順に審査を行い、その後、分科会として、令和４年度決算認定について審査を行います。資料は、サイドブックスの「本会議」、「令和５年」、「第３回定例会」、「事前配布資料」、「議案第５８号～議案第７８号」をお開きください。執行部の方は、説明の際にページ数を示していただきますようお願いいたします。それでは、（１）議案第６０号土浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、説明をお願いします。

○室町下水道課長 説明させていただきます。９ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。議案第６０号土浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。この条例の改正は、令和６年度から農業集落排水事業が下水道事業会計に統合されることとなり、そのため、地方公営企業の経営基本に関する事項に一部変更が生じることから、関連する条例の改正をお願いするものでございます。次の１０ページをお願いいたします。土浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の第１条中、土浦市下水道事業の括弧の後に「公共下水道事業及び農業集落排水事業」を加えます。また、第２条中「公共下水道事業」を「公共下水道」に改め、同条に次の１項を加えます。第４条第２項及び第３項については、こちらに記載のとおり、農業集落排水事業に関する内容を追加します。第

6 条中の「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 号の 2 の 8 第 8 項」に改めます。第 8 条中「、条例」を「条例」に改めます。また付則としまして、第 1 項で、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、第 2 項で土浦市農業排水事業特別会計を廃止します。第 3 項で土浦市農業集落排水施設条例の一部を次のように改正します。次の 1 1 ページをお願いいたします。第 3 条第 1 項中「農村集落の」を「農業集落における」に改める。条例改正の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 では、お諮りします。議案第 6 0 号土浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第 6 0 号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第 6 1 号土浦市公共物管理条例の一部改正について、説明をお願いします

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。1 2 ページをお願いいたします。議案第 6 1 号土浦市公共物管理条例の一部改正についてでございます。一部改正でございますが、条文と実務に相違があることから、実務に合わせた事務処理と整合性を図るための改正でございます。また、使用料の計算方法と納付期日について明確にし、その他、条文の一部文言を改めるものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 では、お諮りします。議案第 6 1 号土浦市公共物管理条例の一部改正について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第 6 1 号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第 6 3 号土浦市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、説明をお願いします

○和田水道課長 水道課でございます。土浦市水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、議案書の 1 9 ページをお願いします。本案につきましては、地方公営企業法施行令に定める基準に従い、条文の第 5 条に水道事業の重要な資産

の取得及び処分に係る規定を追加するほか、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項にずれが生じますことから、条文を整理するものでございます。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 では、お諮りします。議案第63号土浦市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 御異議なしと認めます。暫時休憩します。

（午前10時5分休憩）

（午前10時19分再開）

○平石委員長 つぎに、議案第66号令和5年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、説明をお願いします。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課です。議案書36ページをお願いいたします。議案66号令和5年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）についてをお願いいたします。それでは、歳入歳出補正予算事項別説明書で御説明をさせていただきますので、41ページをお願いいたします。駐車場事業特別会計補正予算案につきましては、令和4年度の決算剰余金につきまして、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、歳入は繰越金として1,554万8,000円の増額補正、歳出は42ページになりまして、駐車場設備の更新等に必要な経費として財政調整基金へ積み立てるため、同額の増額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○竹内委員 これ、最初に東ができた頃も指定管理でやったんだけどね。途中で頓挫しちゃって。また公的なほうに移したんですが、茨城新聞を見ると、納付金は3,500万以上を要件というふうになっているんですが、中身はどんなもんですか。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課です。今の情報は、多分、昨年度の公募の際の金額ということで、固定の納付金ということです。その後、選定の前に入札がありまして、5,700万を固定とするということになっております。金額的にはそういう内訳となっております。

○竹内委員 はい。

○平石委員長 では、お諮りします。議案第66号令和5年度土浦市駐車場事業特

別会計補正予算（第１回）について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第６６号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第７０号令和５年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１回）について、説明をお願いします

○室町下水道課長 下水道課でございます。６７ページをお願いします。議案第７０号令和５年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１回）でございます。この補正は、歳入歳出にそれぞれ５０万２，０００円を追加し、歳入歳出の予算の総額を１億３，５２３万８，０００円とするものでございます。詳細につきまして７２ページをお願いします。歳入でございます。１節繰越金でございますが、令和４年度の決算において確定いたしました、決算剰余金の補正をお願いするものでございます。つづきまして、７３ページをお願いします。歳出でございます。２７節繰出金でございますが、先ほどの令和４年度の決算剰余金を農業集落排水事業費から一般会計へ繰出する補正をお願いするものでございます。下水道課は、以上でございます。よろしくお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 では、お諮りします。議案第７０号令和５年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１回）について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第７４号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第７４号常磐線荒川沖・土浦間岩柳こ線人道橋架替外１工事の変更協定の締結について、説明をお願いします。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。８０ページをお願いします。議案第７４号常磐線荒川沖・土浦間岩柳こ線人道橋架替外１工事の変更協定の締結につきまして、御説明いたします。現在、ＪＲ東日本水戸支社と工事委託の協定を令和３年から令和７年までの期間で締結し、常磐線を跨ぐ富士崎二丁目と小松ヶ丘町の人道橋、通称二番橋の架替工事を進めているところでございます。今回、協定の変更を行いますのは、作業ヤードの施工について、当初協定の締結前のＪＲとの打合せの中で、当初は土浦市で作業ヤードの築造を施工する予定で進めておりましたが、線路付近の近接工事になるなどの理由により、ＪＲ水戸支社に作業ヤードの施工も

含め委託したほうが工期短縮を望めるなど、本協定の変更で対応する旨の協議がなされ今回、本協定の変更として、1億5,759万198円の負担額の増額をし、当初協定額9億9,035万8,000を11億4,794万8,198円に変更する変更協定の承認をお願いするものです。説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○寺内委員 私は変更賛成なんだけど、その前に、業者の選定をしていたのか。土浦市のほうで、そことやるって予算を認めたときには、もう入札かけて業者決まっちゃったのか。まだ決まってないのか。

○浅岡道路建設課長 その時点では、業者未定でございます。

○寺内委員 そう、直接もうJRに渡しても大丈夫なんだね。分かりました。結構です。

○平石委員長 では、お諮りします。議案第74号常磐線荒川沖・土浦間岩柳こ線人道橋架替外1工事の変更協定の締結について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第74号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第77号市道の路線の認定について、説明をお願いします。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。86ページをお願いいたします。議案第77号市道の路線の認定についてでございます。認定する路線は、2路線でございます。88ページをお願いいたします。中村南六丁目6号線でございます。この路線は、開発行為を「株式会社クラフト」が行い、寄附により、延長95.34メートル、幅員6.0メートルを市道に認定するものでございます。89ページをお願いします。荒川沖19号線でございます。この路線は、開発行為を「茨城グランディハウス株式会社」が行い、寄附により延長49.98メートル、幅員6.0メートルから9.00メートルを市道に認定するものでございます。以上、2路線の市道認定につきまして、よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○下村委員 中村南六丁目6号線の市道認定するのはいいんですけど、こういう開発をするときに、何か市のほうで中村南六丁目の所の交差点に向かっていく狭い道路があるんだけど、こういうのも拡幅を工業者と市と考えてやってくれないと、こういう所って、開発する度にどんどん車の出入りが激しくなっちゃって、大変な

ことになっちゃう。あと、洪水が出ますので、歩けないほど水がたまります。開発をすると、この水はこっちに向かっていくんだけど、後の祭りなのであまり言っても仕方がないんですが、そういったことも含めて御検討いただいた上で開発通に何か条件がつけられれば一番ありがたいなというふうに思います。私からはね、要望というより、そういった検討がなされたのかってだけお聞きしたいんですけど。

○齋藤建築指導課長 建築指導課です。開発行為を行うときには、確かに道路の取付条件とかがございまして、ある程度太い道路までの範囲を開発行為側で下がって拡張するということは、やっております。また、雨水の処理につきましても、基本的には開発のエリアの中で処理できるように、雨水貯留槽を設けまして、ある一定の規模を超えた場合には、放流するということで、基準は設けてございます。以上です。

○下村委員 分かりました。それとこの県道側じゃない細い土浦市の道路のほう、隅切りしてましたっけ。通常、開発のときに隅切り3メートルやりますよね。

○齋藤建築指導課長 道路の市道へ接続部分でございすけれども、両側隅切りということで、隅切りの、斜めの部分が、3メートルになるようにこの場所ではとってございます。

○下村委員 ここでああだこうだ言ってもしょうがないんだけど、ただ、さっき下水の関係は下水道のほうで、今回、予算を補正かな。中村南六目とか中村南五丁目の荒川沖下水の調査をするということだから、改善はするんでしょうけど、さっき宅地内に貯留槽ができるとか調整池ができるって話なんだけど、これはただ単純にこの規定があるからそれあるんだけど、もう豪雨が来たらもう全然話にならない。だからこれは部長、こういう認可をするとかって、最近の開発ってのは、建築指導課だけでやれるようなものではないのかなと思うんですよ。いかがですか。

○塚本都市政策部長 都市政策部長でございます。ただいま、建築指導課だけでトータルの部分ってのは難しいんじゃないかというお話がございましたけども、建築基準法で基本的にできるものは法律で定められていますので、それを止めるというのは、なかなか難しい話でございます。トータルのまちづくりの中でそういう雨水排水対策とか、そういうものを全て見てですね、今後のまちづくりをやっていくということで、全庁的な部分でですね、最近ではゲリラ豪雨とか内水面氾濫、河川の氾濫よりもそういうものが出てきてますんで、そういうものを見ながらですね、今後そういうことも検討していく必要があるというふうには感じております。以上でございます。

○吉田委員 下村委員の質問の関連なんですけども、この開発行為をなされる申請は、どのような審査のフローがあるか教えてください。

○齋藤建築指導課長 建築指導課です。開発行為を行う際には、まず申請者が事前にまず開発行為をこの場所で計画していますという看板を設置していただくことになります。その後、事前協議ということで例えば、道路なり下水道なりごみ処理とか、開発に関係する各部署でそれぞれ関連するものについて協議を行っていただくことになります。その後、その事前協議が整いましたら開発行為をスタートしていいということで、工事の着手に進むということになります。委員会への報告はありませんけれども、内部の事務処理の手続、各種基準に従い、則っているかどうかというチェックを経て、許可をしているという流れになってございます。

○吉田委員 ありがとうございます。以前の産業建設委員会の議事録をずっとひも解いて、勉強のために見たんですけども、確か柳澤先生か誰かから、要は中間の報告ではないけれども、「はい終わりました。」、「寄附がありました。」っていう話じゃなくて、指導する立場であると思うんですけども、見識のある委員の皆さんがいらっしゃる中で、地域的な要件もあるから、こういうことを協議の中に付け加えたほうがいいんじゃないか、みたいな目を光らすじゃないですけども、なあなあに終わらないように、やはり地域の代弁者として我々の意見も何か盛り込めたほうが、さっきの下村委員のお話じゃないんですけど、何かそういう目があったほうがいいのかっていうのもあるんですけど、いかがでしょうか。

○齋藤建築指導課長 建築指導課です。今回は、1,000平米を超える開発ということで、一定規模を超える大規模開発等につきましては、中間で案件の報告をさせていただいております。そこまでいかない規模につきましては、近隣住民への説明ということで、事前協議の中で、例えば地元区長さん、それから一定の範囲の住民の方などへの計画の説明と、意見があった場合の対応などは事務局のほうでチェックしているような状況でございます。

○吉田委員 基本的には、委員会とか議員には声はかかってないのが現状ということでよろしいでしょうか。

○齋藤建築指導課長 こういう規模なものとそういう状況でございます。

○吉田委員 引き続き先輩と話しながら、こういう規模感だというようなレクチャーを詳しく受けたいので、後で伺います。

○平石委員長 では、お諮りします。議案第77号市道の路線の認定について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第77号は、原案どおり決しました。つぎに、議案第78号市道の路線の変更について、説明をお願いします

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。90ページをお願いいたします。

議案第 78 号市道の路線の変更について、でございます。変更する路線は、2 路線でございます。92 ページをお願いいたします。神立中央一丁目 1 号線及び 2 号線でございます。変更の原因ですが、神立駅前の区画整理により県道牛渡馬場山土浦線が西側に道路整備したことで、起点を変更し、延長を短くなるもので、1 号線が延長 328.81 メートルから 301.81 メートルと 27.0 メートル減となり、2 号線が延長 253.19 メートルから 243.29 メートルと 9.9 メートル減となる認定の変更をするものでございます。なお、幅員については、変更ございません。以上、2 路線の変更につきまして、よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 では、お諮りします。議案第 78 号市道の路線の変更について、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。議案第 78 号は、原案どおり決しました。委員会に付託された議案の審査は、以上となりますが、委員長報告書については、御一任でよろしいでしょうか。

○下村委員 ちょっといいですか、この洪水だとか何かの被害がいっぱいあったと 6 月 3 日のデータに補正を組んだのが下水道課だけなんですよね。で、農林水産課とかそういったところには何もなかったんですか。そういう報告がなくて補正を組まなかったということではよろしいんですか。少しお聴きしたいんですけど。

○黒須農林水産課長 農道とか農業水路関係に小さな被害はあったんですけど、修繕で済むような形のもので終わっております。

○下村委員 激甚災害指定のインフラ整備があるんだろうというふうに思います。あと、議会から県のほうへ要望がありますということで、この間もありましたけども、やっぱりねえ。この際だったから、直さなければいけない所が結構あったとしたら、12 月でもいいんですけど、補正を組まなくちゃいけないというものがあれば、よく調査をしてほしいなというふうに感じます。こういう災害のときは、来るものを待ってるんじゃない。逆にどうですかって各農家組合の組合長さんもいるんだから、それを把握して農林水産課なので、そういったところもお聴きして、どうだったのという話も必要なのかなと思いますので、そういった前向きな姿勢で考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○黒須農林水産課長 お聴きしながら進めたいと思います。

○島岡委員 鉄道の橋の架替えの件で、作業ヤードを J R が作りますよね。それは、

民間の土地ですか。終わってからは、J Rがどのように回復するのかとか、そういう話は分かっているんですか。

○浅岡道路管理課長 最終的には地主さんとの協議ですが、原状復旧が基本です。

○島岡委員 使用価値も出てくるのかなと思ったりしちゃってるんだよね。

○平石委員長 暫時休憩といたします。

(午前10時40分休憩)

(午後2時16分再開)

○平石委員長 つづいて、委員会報告事項です。(1)入札案件について順次、説明をお願いします。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。入札案件について、御報告いたします。サイドブックス8の入札案件についてをお願いいたします。2ページをお開き下さい。菅谷地区農道舗装工事でございます。工事場所は、菅谷町地内、位置図中央にございます一の瀬川を挟んで北側道路、四角の破線部分でございます。地元要望による未舗装道路の舗装工事を行うもので、工事内容については、延長177.3メートル、幅員3.5メートルの道路の舗装646平方メートルの工事を行うものです。工期は、令和6年2月15日まで、予定価格は442万円となっております。つづきまして、3ページをお開きください。農整工県単第5号西真鍋地区排水路整備工事でございます。工事場所は、西真鍋地内りんりんロードに接する北側の水路、四角の破線部分でございます。今回整備する排水路は、周辺道路の整備などにより、水路へ流入する水量が増大し、排水機能の不足を解消するために整備を行うもので、工事内容については、排水フリームを54.53メートル敷設するものです。工期は、令和5年3月1日まで、予定価格は875.6万円となっております。説明は以上でございます。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。同じく、入札案件につきまして、4ページをお願いします。道管道維工第134号市道真鍋二丁目8号線外交通安全施設設置工事でございます。この工事場所は、土浦二高の北側で、新川沿いの両サイドの市道でございます。概要といたしまして、ガードレール設置が69メートル、防護柵設置が610メートルでございます。つづきまして5ページをお願いします。道管道維工第140号市道荒川沖東二丁目3号線舗装打換工事でございます。この工事場所は、荒川沖駅の東口側でございます。概要といたしまして、延長250メートル、幅員6から7メートル、舗装面積が1,580平方メートルとなります。道路管理課は以上でございます。

○室町下水道課長 下水道課でございます。下水道課では、2件ございます。始めに、9月28日執行の一般競争入札案件国補公下維(工)第1号川口ポンプ場機械

設備改築工事でございます。ストックマネジメント計画に基づき、改修の必要があるポンプ場について、改修及び更新を行うもので、改修の優先度の高い川口ポンプ場について、昨年度から実施しているもので、今年度は、川口ポンプ場に設置している雨水ポンプ本体の1台のオーバーホールと、雨水ポンプの電動機及び吐出弁、それぞれ2台分の更新を行う工事となります。つづきまして、8ページをお願いします。9月28日執行の一般競争入札案件公下維（修）第41号藤沢中継ポンプ場主流入ゲート修繕工事でございます。市内にあるポンプ場施設につきましては、降雨時の内水被害防止のため稼働しており、ポンプ場施設の運転障害は、甚大な被害につながるため、日頃より電気設備の点検を行うほか、機械設備の分解整備を年次計画により実施し、ポンプ場機能の健全な管理と事故防止に努めているところでございます。この工事は、藤沢中継ポンプ場における主流入ゲートの開閉に不具合があることから、主流入ゲートの分解整備を行う工事となっております。下水道課は、以上でございます。よろしくお願いします。

○和田水道課長 水道課でございます。水道課でございます。水工配実（新）委第2号若松町地内実施設計（新設）業務委託でございます。若松町地内におきましては、現在まで、地元の簡易水道を利用されている箇所がございますが、施設の老朽化などにより地元での管理運営が困難となり、市の上水道への切り替え要望があったものでございます。委託内容につきましては、口径50ミリメートルから100ミリメートルの配水管を、1,270メートル区間敷設するための実施設計業務でございます。つづきまして、10ページをお願いします。水工配実（更）委第3号桜町四丁目地内外実施設計（更新）業務委託でございます。この業務委託は、桜町四丁目地内などの老朽管更新工事に先立ちました実施設計でございます。委託内容につきましては、口径75ミリメートルの配水管を、560メートル区間布設替えするための実施設計業務でございます。つづきまして、11ページをお願いします。水工配実（更）委第4号大和町地内外実施設計（更新）業務委託でございます。この業務委託は、大和町地内などの老朽管更新工事に先立ちました実施設計でございます。委託内容につきましては、口径50ミリメートルから100ミリメートルの配水管を、400メートル区間布設替えするための実施設計業務でございます。つづきまして、12ページをお願いします。水給修第4号小野増圧機場・本郷増圧機場ポンプ設備点検整備工事でございます。小野及び本郷増圧機場は、新治地区の標高の高い山岳地域に給水するための増圧施設でございます。工事概要につきましては、増圧ポンプ設備のオーバーホールでございます。水道課は、以上4件でございますので、よろしくお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はあり

ますか。

○**竹内委員** 若松町の水道だけど、簡易水道はずっと若松町に入ってたんだけど、あれを止めて全部、公共下水道に切り替えるわけか。

○**和田水道課長** 若松町の簡易水道の組合というのが昔からございまして、2年ほど前に地元で水道管を管理するのが、なかなか難しくなってきました。経費も掛かりますし、管理する方々も老人の方ばかりになってきてますので、ちょっと困難となってきたので、上水道に切り替えないということで、75件の家庭の皆さんの要望で市のほうへ切り替えるというようなことで事業が進みはじめたということでございます。以上でございます。

○**平石委員長** よろしいでしょうか。つぎの、(2)工事発注状況報告については、説明を省略しますので、各自、資料を御覧いただきますようお願いいたします。その他、執行部から報告事項はありますか。

○**黒須農林水産課長** 農林水産課です。先の事前委員会におきまして、下村委員から御質問がありました6月の豪雨災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令につきまして、御報告させていただきます。お手元の資料をお願いします。こちらの資料は、農林水産省のホームページに掲載されているものです。まず、今回の政令の概要でございますが、激甚災害法に基づき、令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置として農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置等を指定するものです。具体的には、2番の激甚災害の指定と敵用措置にございますように(1)から(3)の各々の災害復旧事業等について、国庫補助率を嵩上げするものでございます。(1)公共土木施設災害復旧事業等に関する特例の財政援助では国庫補助率を過去5か年の平均では70パーセントから83パーセントに上げ(2)農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置では国庫補助率を過去5か年の平均では85パーセントから96パーセントに上げ、(3)農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例に関するものでございます。当市における今回の豪雨災害では、国庫補助を使用するような大きな災害復旧事業はございませんでしたので、該当するものではございませんでした。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**中島公園・施設管理課長** 公園・施設管理課です。毎年実施しております土浦市主催の第3回グリーンフェスタつちうらのご案内となります。口頭で失礼いたします。グリーンフェスタにつきましては、10月の都市緑化月間にちなみ、土浦市では市民の緑化意識の一層の高揚を図ることを目的に開催しております。当日は、花苗の配布や体験コーナーなど実施する予定となっており、現在、ボランティア団体

が体験コーナーの実施内容を詰めているところでございます。また、産業建設委員会委員の皆様には、当日の開会式に出席を賜りたく、内容の詳細が決まりましたら、改めて、御案内状を送付させていただきます。開催日時は、10月7日土曜日の午前10時30分より、霞ヶ浦総合公園の体育館前広場となりますので、御出席をお願いいたします。説明は、以上でございます。

○平石委員長 委員の方からは、何かございますか。

○竹内委員 全然議案とは関係ないんですが、管理者不明の橋が9,000か所あるなんて新聞に載ったんですよ。設置者の特定が困難だから、自治体は何もやりようがないんだけど。土浦市にもこういう管理者不明の橋はあるんですか。

○平石委員長 お答えできますか。

○竹内委員 これコピーして後で渡すから。

○平石委員長 後ほど調べていただいていたきたいと思います。その他よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 よろしいでしょうか。長時間にわたり、慎重なる御審議をいただき、お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会します。